

# 令和7年国勢調査防府市実施本部設置要綱

令和7年6月2日制定

## (趣旨)

第1条 令和7年国勢調査の実施に当たり、調査を適正かつ円滑に実施し、もって事務処理の万全を期するため、令和7年国勢調査防府市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 組織は次のとおりとする。

- (1) 実施本部は、総合政策部政策推進課内に置く。
- (2) 実施本部に事務局を置き、事務局に調査統括班、審査班を置く。

## (構成)

第3条 実施本部の構成は次のとおりとする。

- (1) 実施本部に次の職員を置く。  
本部長、副本部長、事務局長、事務局長補佐、班長、班員
- (2) 本部長は、総合政策部長をもって充てる。
- (3) 副本部長は、総合政策部次長をもって充てる。
- (4) 事務局長は、総合政策部政策推進課長をもって充てる。
- (5) 事務局長補佐は、総合政策部政策推進課長補佐をもって充てる。
- (6) 班長及び班員は、総合政策部職員をもって充てる。

## (職務)

第4条 各職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、実施本部の事務を総括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本部長の命を受け、実施本部の事務を遂行する。
- (4) 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 班長及び班員は、事務局長の命を受け、分掌事務を処理する。

## (分掌事務)

第5条 各班の分掌事務は、別表のとおりとする。

(連絡会議)

第6条 事務局長は、事務処理上の連絡調整を必要とするときは、連絡会議を開催する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和8年2月28日をもって廃止する。

(別 表)

分掌事務

(1) 調査統括班 班長 統計係長

班員 総合政策部職員

- ア 事務局の庶務に関すること。
- イ 予算及び経理に関すること。
- ウ 調査用品等の受領、管理、準備に関すること。
- エ 連絡会議に関すること。
- オ 調査実施の総合企画に関すること。
- カ 指導員及び調査員の確保・指導に関すること。
- キ 指導員及び調査員の連絡調整に関すること。
- ク 広報活動の企画、立案に関すること。
- ケ 他の班に属しない事務に関すること。

(2) 審査班 班長 交通政策係長

班員 総合政策部職員

- ア 調査用品等の受領、管理、準備に関すること。
- イ 調査実施の総合企画に関すること。
- ウ 広報活動の企画、立案に関すること。
- エ 電算処理に関すること。
- オ 調査関係書類の審査及び集計に関すること。